

能登半島復興応援定期預金

(がんばろう！能登半島)

2025 年 4 月 1 日現在

1. 商品名（愛称）	能登半島復興応援定期預金（愛称：がんばろう！能登半島）
2. 募集総額	100 億円
3. 取扱期間	2025 年 4 月 1 日（火）～ 2026 年 3 月 31 日（火） 但し、募集総額に達し次第、取扱いを終了します。
4. ご利用いただける方	法人のお客さま
5. 預金種類	自動継続型のスーパー定期または大口定期預金 ※ お預け入れ金額 1,000 万円未満はスーパー定期、1,000 万円以上は大口定期預金でのお取り扱いとなります。
6. 期間	1 年
7. お預け入れ (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預入れ原資 (4) お預け入れ単位	一括預入 50 万円以上 1 億円以内 新規お預入れ、または 50 万円以上の増額書替 1 円単位
8. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻します。
9. お利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	年 0.30%（税引後 年 0.239%） 500 万円以上の新規お預入れまたは増額書替は、年 0.35%（税引後 年 0.278%） ・ 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期 1 年ものの、または大口定期預金 1 年ものの店頭表示の利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割計算をします。
10. 税金	総合課税となります。
11. 手数料	必要ありません。
12. 期限前解約時の お取扱い	別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
13. 金利情報等の 入手方法	窓口へご照会ください。
14. 義援金	預入総額の 0.005%相当額（最大 50 万円）を令和 6 年能登半島地震の義援金として寄付します。 お客さまのご負担はありません。
15. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<苦情処理措置> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 <紛争解決措置> ・ 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。

16. その他	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、これらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。 ・ 市場動向等により預入利率を変更する場合や、募集動向により取扱期間中でも受付を終了させていただく場合があります。
---------	--

【別表】 預入期間に応じた期限前解約利率

預入期間	期限前解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%